

## 災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会岡山県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における甲の所有する施設の汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が所有する別表に定める施設に被害が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して支援協力を得るに当たり必要な事項を定め、甲が所有する施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、応急対策業務のために乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要であると認めるときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

2 要請は別に定める支援要請書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行い、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

3 乙は前項の要請があったときは、可能な限り協力するものとし、協力する場合は別に定める応急対策業務応諾書を甲に送付するものとする。

### （支援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに応急対策業務を実施するものとする。ただし、応急対策業務の実施により発生した廃棄物の処理については、甲の施設管理者が行うものとする。

2 応急対策業務の対象施設は別表に定める施設を原則とするが、甲乙の協議により、市町村が所有する施設を対象とすることを妨げないものとする。

### （甲の責務）

第4条 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

### （乙の責務）

第5条 乙は、甲から支援協力の要請を受けたときは、応急対策業務に当たる会員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

2 乙及び乙の会員は、支援協力に参加したことをもって、甲に対し、工事の受注を求めてはならない。

### （経費の負担）

第6条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

### （報告）

第7条 乙は応急対策業務を完了した場合は、速やかに甲に報告する。

### （支援協力の連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡体制を定め、必要な情報を交換する。

2 前項の連絡体制を定めた場合又は当該連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

### （災害情報の提供）

第9条 乙は、応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。  
（災害補償）

第10条 応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行う。

### （有効期限）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもつて協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

### （雑則）

第12条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

乙 岡山市北区今一丁目1番32号

一般社団法人日本塗装工業会岡山県支部

支部長